

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第167号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「第4条」を「第5条」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同項第2号並びに同条第2項及び第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第2条各号列記以外の部分及び第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条中「第8条ただし書」を「第9条ただし書」に改める。

第6条第1項中「第9条」を「第10条」に改め、同条第2項中「第7条第3項」を「第8条第3項」に改める。

第7条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式注以外の部分、第3号様式注以外の部分及び第4号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総合企画局プロジェクト推進室)